別記様式第１号（規則様式第１）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | ×整理番号 |  | | ×審査結果 |  | | ×受理年月日 | 年　　月　　日 | | ×登録番号 |  |   北海道収入証紙  はり付け欄  ( 消印すること。）  採石業者登録申請書  　　　年　　　月　　　日  北海道知事　○　○　○　○　様   |  |  | | --- | --- | | 住所 |  | | 又は名称及び法人にあ  っては、その代表者の |  |   採石法第３２条の登録を受けたいので、同法第３２条の２第１項の規定に基づき、 次のとおり申請します。  １　事務所の名称及びその所在地  ２　その事務所の置く業務管理者の  ３　法人にあっては、その業務を行う役員の |

（注）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の欄は記入しないこと。

**【登録申請書】**

　記載上の留意事項

|  |
| --- |
| １　収入証紙  　・　北海道収入証紙をちょう付すること。  　　 なお、枚数が多いなど申請書にちょう付しきれない場合には、別紙収入証紙ちょう付用紙にちょう付して差し支えない。  ２　整理番号等  　・　×印の欄は、総合振興局等で記入するので記入しないこと。  ３　申請年月日  　・　提出する日を記入すること。  ４　知事名  　・　知事の氏名を記入すること。  ５　住所  　・　申請書が個人の場合は、現住所を記入すること。  　・　申請者が法人の場合は、商業登記上の所在地を記入すること。  　　　なお、支店が本店に代わって申請しようとする場合は、本店（代表者）の委任状を添付し、支店の所在地を記入すること。  ６　氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  　・　申請者が個人の場合は、を記入すること。  　・　申請者が法人の場合は、その名称及び代表者のを記入すること。  　　　なお、支店が本店に代わって申請しようとする場合は、本店（代表者）の委任状を添付し、支店名及び支店の代表者のを記入すること。  ７　事務所の名称及び所在地  　・　「事務所」とは、採石業の実施について、一定以上の範囲において独立決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる性格のものをいい、具体的には岩石採取計画の立案、申請及びその実施等を行う場所に該当するものであること。  　・　一般的に商法上の本店、支店は事務所に該当するが、これ以外でも、上記の要件を備えていれば、岩石採取現場に置かれている事務所であっても、採石法第３２条の２に規定する事務所に該当する。  　・　所在地は番地まで正確に記載すること。  ８　その事務所に置く採石業務管理者  　・　記載する業務管理者の数は、各事務所に１名以上とすること。  　　　ただし、複数の場合であっても各業務管理者は、単独で岩石採取場について、法３２条の１２に規定する職務を完全に遂行できるものでなければならない。  　・　採石業を行おうとする者（法人にあっては、その業務を行う役員。ただし、業務の監査に当たる者を除く。）自身が、業務管理者となることは妨げない。  　・　業務管理者は、他の事務所又は他の採石業者の業務管理者となることはできない。  ９　法人にあっては、その業務を行う役員の役職及び  　・　「業務を行う役員」とは、株式会社及び有限会社の取締役、合名会社及び合資会社の業務執行社員、公益法人の理事等をいい、業務の監査に当たる者（株式会社の監査役、組合の監事等）は含まれない。  　・　法人の場合、当然に代表者もその業務を行う役員の１人として該当するので、法人の代表者も他の業務を行う役員とともにを記載すること。 |

○　事務所の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所の名称及びその所在地 | | その事務所に置く採石  業務管理者の |
| 名　　称 |  |  |
| 所在地 |  |
| 名　　称 |  |  |
| 所在地 |  |
| 名　　称 |  |  |
| 所在地 |  |
| 名　　称 |  |  |
| 所在地 |  |
| 名　　称 |  |  |
| 所在地 |  |

○　法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役　職　名 |  | 役　職　名 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）「その業務を行う役員」には、業務の監査に当たる者を除くすべての役員を記載すること